

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
財形年金貯金規定 1. ～ 2. (省略) 3. (分割、支払方法) (1) この貯金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期貯金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期貯金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。 ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごと（受取周期が2か月の場合は2か月ごと）の応当日を満期日とする12口（受取周期が2か月の場合は18口）の期日指定定期貯金またはスーパー定期貯金（以下、これらを「定期貯金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただしスーパー定期貯金の預入期間は1年未満とします。 ② 年金計算基本額から前号により作成された定期貯金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期貯金（以下、これを「定期貯金（継続口）」といいます。）を作成します。 ③ 定期貯金（満期支払口）は、各々その満期日 <u>（満期日が休日の場合は翌営業日）</u> に、元利金をあらかじめ指定された 貯金口座に入金します。 (2) ～ (3) (省略) 4. ～ 20. (省略) 以 上 <u>（令和6年4月1日現在）</u>	財形年金貯金規定 1. ～ 2. (省略) 3. (分割、支払方法) (1) この貯金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期貯金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期貯金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。 ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごと（受取周期が2か月の場合は2か月ごと）の応当日を満期日とする12口（受取周期が2か月の場合は18口）の期日指定定期貯金またはスーパー定期貯金（以下、これらを「定期貯金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただしスーパー定期貯金の預入期間は1年未満とします。 ② 年金計算基本額から前号により作成された定期貯金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期貯金（以下、これを「定期貯金（継続口）」といいます。）を作成します。 ③ 定期貯金（満期支払口）は、各々その満期日 <u>（追加）</u> に、元利金をあらかじめ指定された 貯金口座に入金します。 (2) ～ (3) (省略) 4. ～ 20. (省略) 以 上 <u>（令和2年4月1日現在）</u>